

電通大教職員組合ニュース

2025年新春号
文責:教職員組合執行部

団体交渉を行いました

1. 給与の引き上げを求めました

組合は「物価高などにより実質賃金が下がり続けている」として、人事院勧告に基づく給与引き上げを求めました。大学側から「教育研究評議会・経営協議会・役員会の決議により給与法の改正に基づき昨年4月遡及（常勤）・3月支給とする方針である」との回答を得ました。（ただし補正対応など予算算定中につき変更可能性があるとのこと）

2. 旅費支払いのための法人クレジットカードの導入を求めました

組合は「本学の現状では出張旅費の支払について教職員の自費による立替払いとなっており、立替金返戻までの期間が長く、また学生の概算払いについても可用性が低く教員が二重立替をするケースもあり、教職員の生活に支障をきたししている」と指摘し、特に高額である海外航空券代等の直接払いのための法人クレジットカード導入を求めました。大学からは「2025年4月の旅費法改正（上限付き実費をクレジットカード会社や旅行代理店に直接払い可となる）に合わせ、大学の旅費規程を改正し対応したいとのことでした。法人クレジットカード導入も検討しているが、システム対応は4月には間に合わない可能性があるとのことです。

3. 懲戒解雇を巡る裁判における大学の対応への抗議と要求を行いました

組合から懲戒解雇処分の決定に至るプロセスについて問題を指摘し、審議に労働者の代表や代理人弁護士等が加わる等、労働者側の納得を得られる運用にすべきであるとして懲戒規程の改定を求めました。

4. 特任教職員の待遇改善を求めました

平成22年制定時より、人事院勧告にもとづく改定（引き上げ）が全く行われていない特任教職員の俸給表について、組合は「大学側の不作為である」として問題を指摘しました。

人事労務課は問題は認識しているとしたうえで、「雇用責任者に対し、当該教職員について昇給希望の有無など照会（通知）をしており、雇用責任者からの推薦があれば年度途中でも昇給等の例がある」との回答でした。組合から昇給・昇格ルールの必要性について認識を質したところ、「無期転換していない教職員については現状の規程で問題ないと考えている」・「無期転換した教職員については今後検討ていきたい」との回答でした。本件については継続して交渉します。

5. 非常勤事務職員の不合理な雇止めを防ぐための全学的な仕組み作りを提案しました

組合は「無期雇用転換の阻止を目的とした、非常勤職員の不合理な雇止めが多発している」と指摘、勤務評価票の記載内容を含め、特例規定の諸問題の改善を要求しました。特に「業務の将来的な存続が見込めない」「退職まで的人件費について当該部局が責任をもって負担確認できない」などの理由による5年雇止めが相次いでいることを指摘し、これら無期転換の障壁解消と、無期転換後に上記の雇用継続が難しい事由が発生した場合に備え、解雇回避のための配置換え等人事調整を行えるような全学的・具体的仕組み作りを提案しました。なお研究室秘書については対応が専攻に一任されているものの無期転換にかかる雇用更新の特例規程適用条件に適合しないため6年目更新が実質不可能である現状について認識を質しました。また専攻によっては法改正前の「一律5年雇止め」方針が現在も続き、労働契約法第18条の趣旨が理解されていないと指摘しました。大学側もこれについては周知したい、とのことでした。

その他、勤怠管理システムでの出退勤打刻を義務づけられているにもかかわらず、支払計算時には残業代が切り捨てられており労働基準法第24条の違反状態にあると警告しましたが、人事労務課側は「超過勤務申請を行えば支払う」との回答にとどまりました。また組合は2020年施行の【同一労働同一賃金】について、厚生労働省の【キャリアアップ助成金】を活用した実現を促し、大学側は「検討する」とのことでした。

6. 技師の業務評価と待遇

引き続き文書として回答することを求めるました。



労働問題での泣き寝入りは、あなたのためにも、後に続く人のためにもなりません。一人の声では届かなくても、組合を通じて仲間が増えれば、その声は届くようになります。電通大教職員組合は、ランチ会・忘年会などの交流会・情報交換会など企画し、いつでもご入会をおまちしています！

【電通大教職員組合】

東9号館103号室

✉ voice@uec-union.org

【事務局担当】

宮本（西4事務室）

栗原（1類事務室）

塚本（SUS専攻・東2事務室）

